

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

家事支援サービス利用補助事業について（通知）

日頃より、当団体の事業運営につきまして、御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、家事支援サービス利用補助を下記のとおり実施します。  
つきましては、事業の趣旨を御理解の上、本通知及び互助会ホームページの事業紹介ページを御確認いただき、貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 令和8年度からの変更点（提出期限）

下記のとおり変更となりますのでご注意ください。

		利用日	提出期限
変更前	通年	毎年4月1日～3月31日	毎年4月10日 福利課必着
変更後	① 前期分	令和8年4月1日（水）～ 令和8年8月31日（月）	<b>令和8年9月15日（火）</b> <b>福利課必着</b>
	② 後期分	令和8年9月1日（火）～ 令和9年2月28日（日）	<b>令和9年3月15日（月）</b> <b>福利課必着</b>

2 事業の趣旨

家事支援サービス利用補助を行うことで会員の家庭生活の安定を図り、もって勤務能率の向上に寄与することとする。

3 補助の対象

会員が、下記の事由により、日常生活を営むために一時的な家事の支援が必要となった場合

（**利用事由**） ①病気、②負傷、③出産、④リフレッシュ、⑤その他）

\*その他（例）…冠婚葬祭、地域活動参加等

4 補助の範囲

（1）家事支援サービスを行う業者により、会員の居住する住居において行われるものとし洗濯、掃除、食事の準備及びその後始末等の平常の家事作業を対象とします。

（2）ハウスクリーニングを行う業者により、会員の居住する住居の室内で行われるものとし、通常の掃除では汚れを落とすことが出来ない、専門の道具を用いた特別な家事作業を対象とします。

5 補助日数

一年度内14日までとなります。ただし、ハウスクリーニングを行う業者については14日のうち、1日のみ利用可能となります。

## 6 補助金額

(1) 家事支援サービス利用・・・1日（時間の制限はなし）6,000円

(2) ハウスクリーニング利用・・・1日（時間の制限はなし）4,000円

※ 会員の支払った利用料が、補助金額に満たない場合には、当該支払額をもって補助の額とします。

※ 家事支援及びハウスクリーニングを行う業者が請求する入会金、交通費、紹介手数料も補助対象に含みますが、利用時に同時に徴収された場合に限ります。

## 7 家事支援とハウスクリーニングについて

### 家事支援サービス

洗濯、掃除、食事の準備及びその後始末等の平常な家事作業。

### ハウスクリーニング

通常の掃除では落とすことのできない汚れ等を、専門の道具を用いて行う作業。

家事支援	ハウスクリーニング
よく利用される業者	よく利用される業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キッズライン ・ベアーズ</li> <li>・株式会社C a S y</li> <li>・シルバー人材センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おそうじ本舗</li> <li>・ダスキン</li> <li>・くらしのマーケット</li> </ul>
よく利用されるサービス	よく利用されるサービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事代行</li> <li>・料理の作り置き</li> <li>・掃除代行</li> <li>・簡単なお風呂掃除</li> <li>・整理収納サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンクリーニング</li> <li>・浴室・浴槽の掃除</li> <li>・レンジフードの掃除</li> <li>・換気扇の掃除</li> <li>・排水管、排水口の掃除</li> </ul>
補助対象外となるサービス	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁塗装</li> <li>・屋根、外壁等の修理全般</li> <li>・引越し退去にかかる清掃費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網戸、壁紙、障子、畳の張替え</li> <li>・庭木の剪定</li> <li>・草むしり</li> <li>他</li> </ul>

## 8 補助の対象となる利用期間及び提出期限

利用日に応じて、提出期限は9月15日と3月15日の2回となります。

	利用日	提出期限
③ 前期分	令和8年4月1日（水）～ 令和8年8月31日（月）	令和8年9月15日（火） 福利課必着
④ 後期分	令和8年9月1日（火）～ 令和9年2月28日（日）	令和9年3月15日（月） 福利課必着

利用日に応じた提出期限を過ぎた請求は受付いたしませんので御注意ください。例えば、「①前期分」の利用日の請求は9月15日福利課必着となります。期限を過ぎた場合は年度内であっても対象外となります。また、提出期限前に届いた場合でも、記入漏れや不備がある場合は受付できませんので御注意ください。

## 9 補助の申請方法

### (1) 申請先

#### ①総務事務システム対象機関（県教育局、県立教育機関（県立学校を含む））

別紙様式によらず、総務事務システムからの申請となります。

「送付票兼家事支援サービス利用補助事業請求書」に利用料の領収書（原本）を添付してください。

令和8年度分の総務事務システムへの入力は、**令和8年5月7日（木）**から開始となります。

(申請手順：福利厚生（教育）＞ リフレッシュ事業 ＞ 家事支援サービス利用補助)

#### ②上記①以外の所属

別紙様式「家事支援サービス利用補助請求書」をコピーするか、埼玉県教職員互助会HPから様式をダウンロードして、利用料の領収書（原本）を添付して福利課へ提出してください。

●埼玉県教職員互助会HP：<https://gojo-saitama.jp>

(TOPページ＞現職者の方へ＞

補助＞育児・介護＞家事支援サービス利用補助)



埼玉県教職員互助会HP

**提出先** 〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-1-4-21 職員会館5階  
福利課 厚生担当

### (2) 添付領収書について

#### <領収書に必要な記載事項>

- ①請求者氏名（会員本人・フルネーム）
- ②利用日
- ③支払金額
- ④利用内容（具体的に）
- ⑤発行者名（業者名であること）

※上記②、④の記載がない領収書は、内訳明細書等の利用状況の分かる書類を、根拠資料として**別途添付**してください。

※御提出いただいた領収書等の返却はいたしません。

<領収書 記入例>

領 収 書	
福利 一郎 様	令和□年□月□日
請求者氏名（会員本人・フルネーム） 苗字のみでは受付できません。	提出前に、サービス内容が <b>具体的に</b> 明記されていることをご確認ください。 ※家事支援を利用したのか、ハウスクリーニングを利用したのかが分かるように明記ください。 (例：料理代行、エアコンクリーニング代など)
但 エアコンクリーニング代として 上記正に領収いたしました	※領収書に必要な記載事項がない場合は、内訳明細書等の利用状況の分かる書類を別途添付してください。
(内訳) 〇,〇〇〇円 〇〇〇円 〇〇〇円	〇〇〇掃除
個人名での領収書は不可です。 業者名であること。	

### (3) その他

・家事支援サービス利用補助請求書の請求者印、所属所長欄（所属所長名、印）は不要です。所属所を経由せず御提出いただけます。

・補助の対象となるか判断が出来ない場合は、請求前に福利課厚生担当へお問い合わせください。

・補助決定後、短期給付等受取口座に補助を送金します。

10 事業参加条件について  
利用日に会員資格を有していること。（請求書提出時の資格は問わない）

11 その他 よくあるお問い合わせ等

Q ポイント等利用について対象になりますか。

A **ポイントやクーポン利用分に関しては支給対象外**となります。ポイント等で割引されている場合は、割引後の金額を支給対象額といたします。ポイント等を購入している場合であっても、同様に割引後の金額を支給対象額といたしますので御注意ください。

【利用例：家事支援サービス利用の場合（上限6,000円）】

利用額8,000円の場合の補助例。支払方法は現金、クレジットカード、電子マネー等による。



Q 入会金、業者が請求する交通費、紹介料は補助の対象ですか。

A **対象です。**  
但し、利用時に同時に徴収された場合に限りです。

Q シルバー人材センターの家事代行サービスも利用の対象ですか。

A **対象です。**  
但し、個人名の領収書は請求不可です。シルバー人材センター名と作業内容を記載してもらってください。

Q 電子マネーで支払った場合も補助対象ですか。

A **領収書が発行できる場合は対象です。**  
電子マネーで支払った場合、領収書が発行されないケースがあります。ご利用

の業者へ領収書の発行が可能かをご確認ください。領収書が発行できない場合は補助利用ができません。

Q 家事支援サービス業者が行う掃除とハウスクリーニング業者が行う掃除の当日併用は出来ますか。

A **併用出来ます。**  
その場合、それぞれのサービスごとに領収書をいただいでください。難しい場合は、根拠資料として内訳がわかる書類を領収書と併せてご提出ください。

Q エアコンクリーニングと排水管清掃をそれぞれ別日に頼みました。どちらも請求できますか。

A **できません。**  
エアコンクリーニングと排水管清掃はそれぞれハウスクリーニングにあたります。ハウスクリーニングは年度内14日のうち御利用できるのは1日のみなので、どちらか1つのみ請求可能です。

Q 家事支援サービスを回数券で利用した場合、請求はどうしたらいいですか。

A その場合は、回数券を購入した際の領収書とサービスを利用した日の領収書を併せて**添付**してください。

Q 住居ではなく、実家で行った家事代行も請求していいですか。

A **できません。**  
御利用は会員の居住する住居に限ります。


Q 14日間利用予定ですが、1度にまとめて請求しなければなりませんか。

A **いいえ、分散して請求可能です。**  
1回利用ごとに請求いただいても構いませんし、月でまとめて請求いただいても構いません。提出期限よりも十分余裕をもって、こまめに御提出されることをお勧めします。

担当：教育局教育総務部福利課  
厚生担当

電話：048-830-6703

互 家事支援サービス利用補助 請求書

所属所名 所属所コード				会員氏名 会員番号				收受印 (福利課 記入欄)			
利用を必要とする理由 (いずれかに✓を記入)				<input type="checkbox"/> 病 気 <input type="checkbox"/> 負 傷 <input type="checkbox"/> 出 産 <input type="checkbox"/> リフレッシュ <input type="checkbox"/> その他 ( )							
依頼業者名											
依頼したサービス				<input type="checkbox"/> 家事支援サービス <input type="checkbox"/> ハウスクリーニング							
確認事項 (✓を記入)				<input type="checkbox"/> 下記必要事項が領収書に記載されていることを確認しました。 ①支払者氏名(家事支援サービス利用補助請求者(組合員本人)氏名フルネーム)、 ②利用日、③支払金額、④具体的な利用内容、⑤発行者  <input type="checkbox"/> 家事支援サービス利用料であることを申し立てます。							
<利用日>		請求額		受付番号 (福利課記入)		<利用日>		請求額		受付番号 (福利課記入)	
1	R . .	¥				8	R . .	¥			
2	R . .	¥				9	R . .	¥			
3	R . .	¥				10	R . .	¥			
4	R . .	¥				11	R . .	¥			
5	R . .	¥				12	R . .	¥			
6	R . .	¥				13	R . .	¥			
7	R . .	¥				14	R . .	¥			
家事支援サービス……年度内14回まで(ハウスクリーニング利用の場合は13回) 1日上限6,000円 ハウスクリーニング…年度内1回のみ 上限4,000円								請求額 計 (本人 記入欄)		決定額 (福利課 記入欄)	
<b>【前期】利用期間R8.4/1～R8.8/31 → 提出期限R8.9/15必着</b> <b>【後期】利用期間R8.9/1～R9.2/28 → 提出期限R9.3/15必着</b> 注)提出期限を過ぎて届いたものは受付できません。								¥		¥	
上記のとおり請求します。 埼玉県教職員互助会理事長 様 令和_____年_____月_____日 請求者氏名： _____ 所属所以外の連絡先： ( _____ ) (必須)								 申請方法 はこちら  互助会HP 家事支援サービス利用補助			

【家事支援サービス利用補助領収書貼付欄】

【注意事項】 ※不備がある場合は返送いたします。

領 収 書	
※会員本人フルネーム(苗字のみ不可)で!	令和 □年 □月 □日
福利 一郎 様	
	〇, 〇〇〇 円
但 ハウスクリーニング代として 上記正に領収いたしました。	
【内 訳】	〇,〇〇〇円 〇〇〇円 〇〇〇円
	△△クリーニング

支払者氏名(家事支援サービス利用補助請求者(会員本人)氏名・フルネーム)苗字のみは受け付けません。

提出前に、具体的な利用内容、利用業者名、が明記されていることをご確認ください。

【チェック項目】

- 領収書の宛名が、請求者（会員本人）のフルネームである。
- 領収書に利用日が記載されている。（記載がない場合は利用状況のわかる書類を別途添付。）
- 領収書の但し書きに具体的な利用内容が明記されている。  
(記載がない場合は利用状況のわかる書類を別途添付。)
- 領収書の発行者は、家事支援・ハウスクリーニングを行う業者である。